

第二章 労働基準部の重点施策

A 労働条件の確保・改善等

具体的取組

① 過重労働解消に向けた取組の推進

- 長時間にわたる時間外労働を抑制するため、時間外労働協定における限度時間の遵守を重点とした指導を行います。
- 恒常的な長時間労働等、過重労働による健康障害を発生させるおそれのある事業場には重点的に指導を行います。

② 法定労働条件の履行確保等

- 管内事業場に対する労働基準関係法令の周知に努めるとともに、監督指導の実施によりその履行確保に努めます。また、重大又は悪質な事案に対しては、引き続き司法処分を含めて厳正に対処します。
- 解雇、賃金不払等の申告事案については、その早期の解決のため優先的に迅速かつ適切な対応を図ります。

③ 賃金不払残業の防止

- 「労働時間の適切な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知・徹底及び遵守を重点とした指導を行います。
- 「賃金不払残業総合対策要綱」に基づき、賃金不払残業の解消のための対策を推進します。
(重大又は悪質な事案に対しては、司法処分など厳正に対処します。)

④ 若者「使い捨て」が疑われる企業等への取組

- 相談や情報については、事案の内容に応じて監督指導等を実施するなど、必要な対応を図ります。

⑤ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営

- 企業倒産に伴い賃金の支払を受けられないまま退職した労働者の救済を図るため、不正受給防止に留意しつつ、未払賃金立替払制度を迅速かつ適正に運営します。

⑥ 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

- 自動車運転者
長時間労働の抑制を含め、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の遵守を重点とした指導を行います。
- 外国人労働者・技能実習生
書面による労働条件の明示、賃金支払の適正化等、法定労働条件の確保を図ります。
- 障害者である労働者
賃金の額及び支払い方法、解雇、事業附属寄宿舍等に関する法定労働条件の確保を図ります。
茨城県等の関係機関と連携し、障害者を使用する事業主に対する啓発・指導に努め、障害者虐待の防止を図ります。
- 介護労働者
労働条件の明示、年次有給休暇制度の周知等、労働基準関係法令の周知及び法定労働条件の確保を図ります。



B 最低賃金制度等の適正な推進

賃金の低廉な労働者のセーフティネットとして、最低賃金制度が一層適切に機能するよう求められていることから、最低賃金の周知徹底を図るとともに、引き続き監督指導等を実施します。

具体的取組

①最低賃金制度の適切な運営

●最低賃金の履行確保等

茨城県最低賃金と特定（産業別）最低賃金については、適正な改定に努めます。また、改定された最低賃金については、効果的な周知・広報を行うとともに、監督指導を強化するなどにより、その遵守の徹底を図ります。

茨城県最低賃金

件名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生日	適用範囲
茨城県最低賃金	796	平成 29.10.1	茨城県内の事業所で働くすべての労働者

茨城県の特定（産業別）最低賃金

※件名及び適用範囲は、日本標準産業分類によります。

件名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生日	適用範囲
鉄鋼業	892	平成 29.12.31 (予定)	1 適用する使用者 茨城県の地域内で鉄鋼業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)を営む使用者 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による製品の洗浄又は包装の業務
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	859	平成 29.12.31 (予定)	1 適用する使用者 茨城県の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1)はん用機械器具製造業 (2)生産用機械器具製造業(建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む)を除く。)、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (3)業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (4)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)まで掲げる産業に分類されるものに限る。) 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は晒しの業務 ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務 ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	855	平成 29.12.31 (予定)	1 適用する使用者 茨城県の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1)計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(測量機械器具製造業を除く。) (2)医療用機械器具・医療用品製造業 (3)光学機械器具・レンズ製造業 (4)電子部品・デバイス・電子回路製造業(音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (5)電気機械器具製造業(電球製造業、一次電池(乾電池、湿電池)製造業、医療用電子応用装置製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (6)情報通信機械器具製造業(ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (7)時計・同部分品製造業 (8)(1)、(2)、(3)又は(7)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (9)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(7)まで掲げる産業に分類されるものに限る。) 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は晒しの業務 ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務 ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務
各種商品小売業	828	平成 29.12.31 (予定)	1 適用する使用者 茨城県の地域内で各種商品小売業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。)を営む使用者 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者

C 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

茨城県内における平成28年の休業4日以上労働災害発生件数は2,845人で、うち死亡災害が26人と、死傷災害についてはほぼ前年と同水準という結果になりました。

業種別の死傷災害は、製造業が782人、建設業が364人、商業が419人となっている。また、死亡災害は、製造業では4人、建設業では11人、商業で3人となっており、これらの業種に対する労働災害防止が依然として課題となっています。

具体的取組

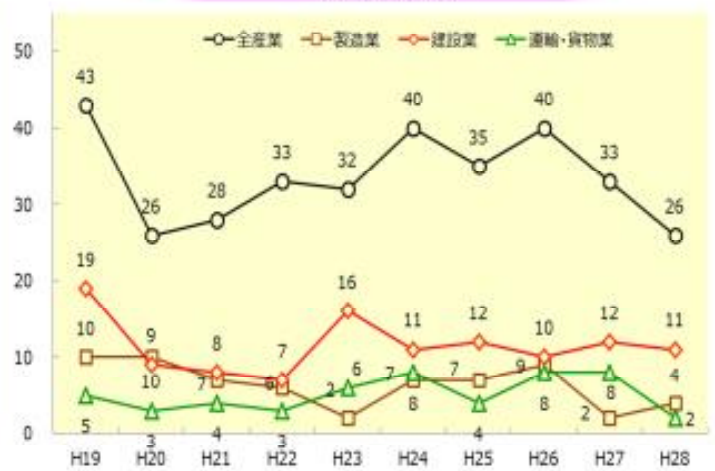
①労働災害を防止するための対策

- 平成29年度も労働災害の発生状況の変化を踏まえて策定した第12次労働災害防止推進計画に基づいて災害防止対策を推進します。具体的には、災害の中で最も多い転倒災害を防止するため、業種横断的な取組として「STOP！転倒災害プロジェクト茨城」を引き続き展開するほか、交通労働災害防止及び派遣労働者や外国人労働者をはじめとした非正規労働者等の労働災害防止対策に重点的に取り組めます。
- 労働災害を減少させるため、第三次産業では、小売業、社会福祉施設、飲食店をはじめとする第三次産業で発生する労働災害は、転倒災害や災害性腰痛など、日常生活でも起こりうる災害が多くを占め、職場の安全意識が醸成されにくい傾向があります。このため、茨城県等行政機関や関係業界団体との連携体制を構築し、安全衛生教育の実施、4S活動、KY活動、「見える化」を始めとした安全衛生活動の活性化等の指導により、労働者・事業者の安全意識の向上を図ることとします。また、陸上貨物運送業では、荷役作業での5大災害を防止するため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知徹底と災害発生事業者等、安全衛生管理上問題のある陸上貨物運送事業者に指導を行います。
- 重篤な災害を防止するため、建設業については、墜落・転落災害の防止及び重機災害や崩壊災害の防止並びに安全衛生教育の効果的な実施や統括管理の実施についての徹底を図ります。また、製造業については、約3割を占める「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止を中心に、労働災害防止団体等との連携を図りつつ、機械の安全化の一層の促進を図ります。

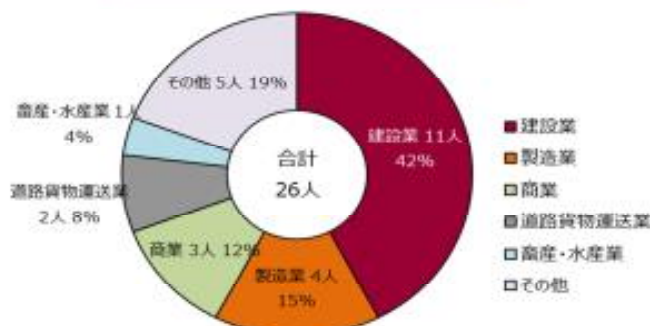
茨城県の労働災害発生の推移
(休業4日以上災害)



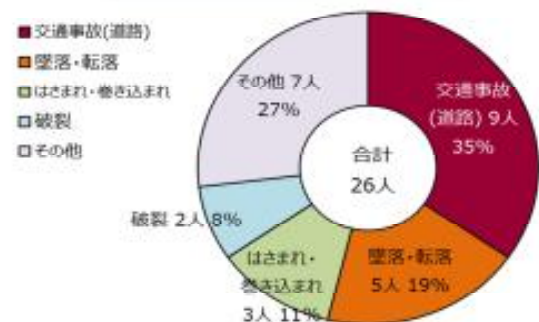
茨城県の労働災害発生の推移
(死亡災害)



平成28年業種別死亡者数



平成28年事故の型別死亡者数



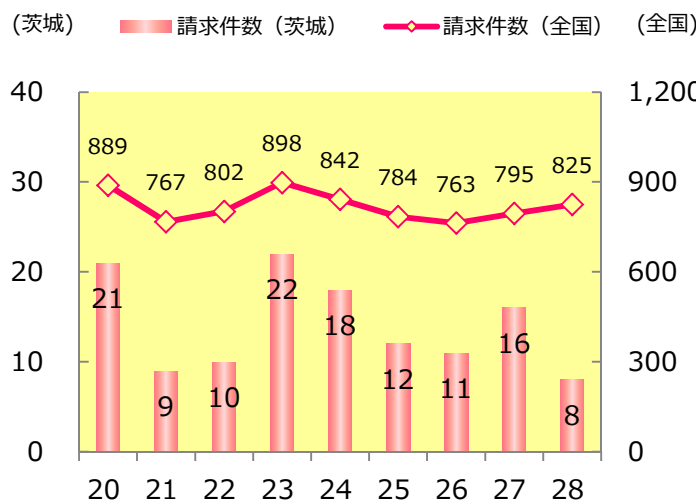
②労働者の健康を確保する対策

- 28年2月に公表された「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」について、茨城産業保健総合支援センター等関係機関と連携し、あらゆる機会を捉えて企業をはじめとした関係者に対して周知を図ります。
- 労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について、制度の趣旨を踏まえ、実施の徹底を図るとともに、労働者数50人未満の事業場に対しては、茨城産業保健総合支援センターによる制度導入のための支援等、制度の円滑な実施に向けた支援の活用を促し、職場におけるメンタルヘルス対策を推進します。
- 昨年6月から労働安全衛生法が改正され、安全データシート（SDS）交付義務対象物質のリスクアセスメントが義務化されることとなったことを踏まえ、その改正法が円滑に施行されるよう、集団指導等により法改正の内容を周知するとともに、各種機会を捉えて化学物質の使用者・製造者等に対して、化学物質の譲渡・提供時における危険有害性情報の確実な伝達を実施します。
- 過重労働による健康障害防止のための総合対策に基づき、過重労働が行われているおそれがある事業場に対し、労働時間管理、健康管理等に関する指導を図ります。
- 建築物の解体作業において、地方自治体と情報を共有するとともに、関係法令等の周知を行うこと等により、届出や隔離の際の漏洩防止措置等の適切な実施を図ります。

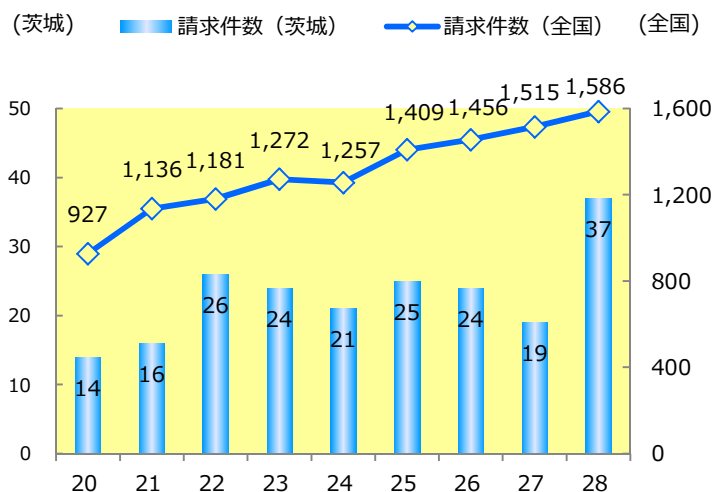
D 労災補償対策の推進

平成28年度の労災保険の新規受給者については、前年度と比べ2.3%の減少で10,961人となり、多少の増減はあるものの全体としては横ばいとなっております。また、「脳・心臓疾患」の請求件数は近年減少傾向にあり、一方「精神障害」の請求件数は平成22年度に増加後、高い数値で推移しています。

脳・心臓疾患の労災請求件数の推移



精神障害の労災請求件数の推移



具体的取組

①迅速かつ適正な労災補償

- 被災労働者やその遺族の早期救済を図るため、労災保険給付の迅速かつ適正な処理に努めます。

②石綿関連疾患給付請求事案の的確な対応

- 特別遺族給付金の請求の期限が平成34年3月27日まで延長されていることから、その周知・広報に努めます。